

令和 8 年度近畿農政局入札等監視委員会 第 1 回定例会議審議概要

(ホームページ掲載日:令和 8 年 7 月 8 日)

開催日及び場所			令和 8 年 6 月 1 7 日（水） 近畿農政局第 1 会議室		
委 員			佐久間 聖 二(ジャーナリスト) 荻 野 伸 一(弁護士) 澤 田 諭 希(公認会計士)		
審議対象期間			令和 7 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日		
審議対象案件			7 0 件	うち、1 者応札案件 7 件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
抽出案件			5 件 (抽出率 7.1%)	うち、1 者応札案件 3 件 (抽出率 42.9%) うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 ー)	
抽 出 案 件 内 訳	工 事	一般競争		1 件	うち、1 者応札案件 0 件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		指 名 競 争	公募型指名競争	該当なし	
			工事希望型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随意契約		該当なし	
	業 務	一般競争		2 件	うち、1 者応札案件 1 件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		指 名 競 争	公募型指名競争	該当なし	
			簡易公募型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随 意 契 約	公募型プロポーザル	該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	1 件	うち、1 者応札案件 1 件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
			標準型プロポーザル	該当なし	
			その他随意契約	該当なし	
	物 品 役 務	一般競争		1 件	うち、1 者応札案件 1 件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		指名競争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		該当なし	
		随意契約(その他)		該当なし	
	(特記事項) 特になし				

委員からの意見・質問 それに対する回答等	意 見 ・ 質 問	回 答 欄
	抽出案件① 令和7年度加古川水系直轄管理事業 吞吐ダム洪水吐開度計更新等整備工事	・資料に基づき説明
	予定価格を超過した業者であるが、企業評価での加点が2点であり、（落札した業者に比べて）著しく低いように思われるが、実績がないからか。	実績がないというのはそのとおり。 簡易Ⅱ型の評価項目は17項目くらいあるが、広く参加者を募集するということで、今回、評価項目を3項目に減らしている。 同種工事の施工経験があれば、30点与えるものとなっている。 ここで条件が一つあり、近畿農政局管内で過去10年で水門関係の工事を実施していれば良いとしているが、この者は千葉で実績があったが、30点には該当しない。 一方で、参加頂くときの参加資格には、管内管外問わず参加できる。 提出された資料では加点できず、決定的な差がついたというところである。
	管内の施工実績で30点が加点されるということであるが、参加する者は、事前にわかった上で入札に参加されているということか。	この案件を公告する際、入札説明書に記載しており、ダウンロードされた者は見ることが出来る状態になっている。 同種工事の施工経験というところで、管内で過去10年間というような形で表示している。
	説明頂いたとおり、管内の実績がないのだろうと思ったが、管内の実績に30点を加点する根拠について、お聞きしたい。	農林水産本省より簡易Ⅱ型の試行運用として、入札参加者が少なく、入札不調不落対策として、令和4年に企業実績重視型に取り組む文書が出ている。 この文書の中で配点区分があり、この通知に従って実施している。
	この者は近畿農政局管内に施工実績がなかったということだが、調査や資料の再提出といったことは、基本的に行わないのか。	資料の再提出は基本的に行わないし、発注者から問い合わせることはない。
	平易な工事との説明だったが、それにもかかわらず、実質1者しか応札しなかったことは、どういう理由が考えられるか。	難しい工事ではないことから、発注者としても多くの者が参加していただけのものと考えていた。 開度計の設置も複雑なものではなく、今あるものを付け替える作業、それに、各施設の年点検というものがあるが、これも技術的に秀でる者が点検しなければならないというものではない。 これらのことから、多くの業者が参加すると思っていたところである。一方、施設を設置した業者が一番詳しいことから、入札参加を敬遠する風潮もある。 発注者としては、評価項目を少なくし、金額が合えば発注できる発注方式を採用し、多くの参加者を求める工夫をしているところである。
	抽出案件② 令和7年度和歌山平野農地防災事業 安楽川井支線C6号水路実施設計業務	・資料に基づき説明
	技術提案で各社の良い箇所を評価しているとのことであるが、評価方法は、各社の提案を部分的に見て評価するのか、全部を見て総合的に判断して一番よかったところを評価するのか。	一つ一つの項目で評価しているが、各者、総合的に合計した評価点であり、全項目を評価をしての結果である。
	評価者はどのような見方をしているのか。	書いてある内容が、当たり前の内容もある。 我々が見て、これは採用するに値するなというものは、評価している。 良い提案の数が多いところが評価がいい傾向にはある。
	技術提案書評価基準の評価の着目点に、提案内容の実現性・独創性とある。 特定業者の実現性、独創性について、説明いただきたい。	例えば、水路の接続部を工夫することで騒音が低減できるなどの構造の提案及び維持管理の提案について、評価しているところである。
	評価委員の皆で点数をつけるということであるが、各委員の方が持ち点を持って合計をするのか、それとも委員の皆さんの協議でこの者のこの項目は何点という付け方をされているのか。	評価の仕方については、各事業所で考えをもって実施しているが、基本的には対外的に誰にでも説明できるように、全評価委員がここは評価できるといったところを目指している。 この案件は、評価委員全員の合意が図られて、評価したという形となっている。

	意 見 ・ 質 問	回 答 欄
委員からの意見・質問に対する回答等	抽出案件③ 令和7年度和歌山平野農地防災事業 西村支線水路補足設計等業務	・資料に基づき説明
	（補足設計業務に関して）以前も同じ話であったかと思うが、元々基本的な業務を受注した者が引き続き受注されることが多いが、それに対する対策は具体的に行っているのか。	前回は説明のとおり、一般的に補足設計業務を出すことがあまりない。 今回も、あくまで他動的要因があり、やむを得ず補足設計業務を発注することになった。 実績では、R7はこの案件を含めて2件、R6は1件、R5も1件ということで、基本的には我々も補足設計業務をあまり出したくないということでやっている。 どうしても他動的要因で設計を変更せざるを得ない場合があり、こういう状況となっている。 元の設計の報告書があり、入札公告した時に、データとして貸与するので、中身を見ていただくことができる。 さらに、報告書はページ数が非常に多いので、要約してとりまとめたものも作成しており、業務に参加しやすい対策として行っている。
	一般論ではあるが、1者応札の時、評価をするにあたって、最低基準、最低水準みたいなものは、点数的には設けられるのか。	評価では最低限理解して欲しい内容があり、これがなければ、最低の評価になる。 この案件に関しては、最低限のところがしっかり書かれており、評価できる内容もあったところである。
	抽出案件④ 令和7年度全体実施設計「近江東部地区」 施設整備計画検討業務	・資料に基づき説明
	プロポーザル方式を理解していない上で聞くが、参加業者、参加企業が少なかった時に、発注者から候補者を選んで声掛けするのは、よくないことなのか。	発注者は、誰でも参加できる要件を整えて、世間的に広める状態であり、その中で各社が各事情で参加したり参加しなかったりと判断をされているところである。 声掛けができれば、1者ではなくなると思われるが、透明性、公平性の観点から全ての業者に連絡を取る必要があるが、現実的ではないため、そのようなことは一切行っていない。
	チェックリストの1.事業の⑤の中で、『1者応札の改善策の講じ』と書かれているが、その評価が「－」となっており、脚注で「－」は、審査不要と書いてある。 プロポーザル方式の場合、7者に満たない場合は全て選定しますと書いている。何を審査したのか、なんで検討項目にならないのか。	このような業務内容が、過去に発注されていて、また同じ内容のものを発注する際、以前、1者応札だった案件ではないかと議論になるのだが、この案件、施設整備検討業務という初めて出す業務である。これが施設整備計画検討（その2）業務とか、仮に発注するとなれば、今、委員が発言されたように、⑤のところは、アンケートを取った内容を踏まえて改善して、ある程度見込みがなければ、×になり、その対策がされていれば、○をつけるというところである。
	1者応札となった理由や改善点の情報みたいなものは、評価委員会にかけられるのか。	（評価委員会でチェックリストを記入する際、）1者応札であった内容や改善点の考え方は、一通り説明者が説明している。
	別のページにチェックリストがあり、そこには、斜線が引いてある。	最初から斜線にしておくべきであった。 ご指摘の通りであるので、改善をしたいと思う。

	意 見 ・ 質 問	回 答 欄
委員からの意見・質問それに対する回答等	抽出案件⑤ 令和7年度十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム他ゲート設備点検整備業務	・資料に基づき説明
	参加者が限定されたとの説明があった。案件4では、人員確保が行えないとの理由の数が多かったので、そのようなことかと思っていたが、案件5のアンケートでは、それが1者だけであり、案件4に比べて、1者だけの理由はこれだけ種類に富んでいて、それを総合的に発注者としてはどのように把握しているのか。	アンケートでいただいた意見は複数あり、どの意見を拾えば、さらに参加者が広がる可能性があるかというところで、一つ一つ確認をしているところである。 ・技術者に求められる業務資格要件が厳しかった、という点は、技術者に実績を求めて発注をしているが、技術者に実績を求めなければ、正しい点検ができないとか、品質確保がされない恐れがあるというところから、この意見は、参考となったものの、次の公告で何かをするということは、現時点では考えていないのが実情である。 ・専門分野、得意分野と異なる分野であったという点については、公告を見て、自社には無理と判断されたとの認識にとどまっている。 ・他の受注案件を抱えておりと、受注業務量の兼ね合いから必要な人員を確保できないとの点は、案件4であれば、発注時期を前倒しすることも可能であるが、この案件につきましては、7月の時点で、早期に公告をしており、早く技術者を確保したいというところで対策をした状態となっているので、必要な人員を確保できないと判断された者が、案件4に比べて非常に少なくなっているのは、早期発注しているからであり、この部分をさらに早くすることは限界で、非常に難しいと考えている。 ・業務内容に一部扱えない業務があるという点は、業務内容的に年点検の中でグリースを塗り替えたりといった作業を伴うものの、それ自体は扱えない業務があるところらは判断はしていないというところである。 ・業務内容が膨大、または多岐にわたるという点は、大迫ダム、津風呂ダム、下渕頭首工と施設が3つにまたがるが、過年度業務においても、非常に厳しい工程ではなかったことから、工期を確保するというのは、やり尽くしているという認識である。 ・業務内容を確認した結果、参加をしても、受注の見込みはないと判断したという点は、内容から見て、どの業者でもダムの点検を実施したことのある業者であれば、誰でも参加できる内容であると考えており、内容を見直すこと等は考えていない。 ・業務実施時期が非洪水期であって、技術者の確保は困難という点は、洪水期にゲートを使うものなので、この時期を変えるということ は危険を伴うものになるので対応はできないところである。 ・アンケート以外であと何ができるのかということだが、案段階ではあるが、点検業務自体の内容がしっかり伝わっていないと思っており、過去の点検業務の成果を貸与資料として、前年度の点検業務の内容だけでなく、過年度分も含めて貸与することを考えており、現時点ではこのような検討段階にとどまっている。
	1者応札チェックリストの一番下に、改善余地と書いてある。要するに1者応札が続いてるから、何か対策をすることとのもので、検討して、その結果が1者応札しかできませんと書いてある。 やむを得ないと読んでいたが、説明されたことで、いろいろと要望があり意見も聞きたいけども、なかなか難しいとのことである。それでは、1者応札でも良いとなる。 大迫ダム、津風呂ダム、下渕頭首工の一括発注となり、この方が効率的で、金額も抑えられるものとなっていて、業務の内容も、容易なものであると説明を受けた。 しかし、あと、もう一工夫しなければ1者応札の対応には難しいと思っており、入札監視委員会では改善点までが項目に上がっていることから、さらなる工夫というのを要望する。	要望として承る。
	【以上】	
	委員会による意見の具申又は勧告の内容 意見の具申、勧告 なし その他 なし 〔これらに対し部局長が講じた措置〕 該当なし	